

イオン銀行太陽光クラブ会員規約

イオン銀行太陽光クラブ会員規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社イオン銀行（以下、「当社」といいます。）が実施する「イオン銀行太陽光クラブ」（以下、「本会」といいます。）に関する条件を規定したものです。本規約に同意のうえ本会へ入会いただいたお客さまを、以下、「会員」と記載いたします。

第1条（目的）

1. 本会は、全国の家庭に太陽光発電設備を導入することで発電電力の自家消費を促進し、温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とします。
2. 会員が保有する太陽光発電設備を使用することで削減された温室効果ガス排出量について、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」といいます。）実施要綱（平成 25 年 4 月 17 日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づき J-クレジット制度認証委員会（J-クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、J-クレジットの認証を行う委員会）より認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、創出された J-クレジットを活用し、脱炭素社会の実現に資することを目的とします。

第2条（運営・管理）

本会の運営・管理は当社が行い、次に掲げる業務を実施します。

- (1) 会員情報の管理・記録
- (2) 会員の入会手続および入会要件の確認
- (3) 排出削減活動リストの作成
- (4) モニタリングの実施（モニタリングデータの収集）
- (5) モニタリング報告値（排出削減量等）の算定
- (6) モニタリング報告書の作成と対応（審査対応等）
- (7) J-クレジット制度事務局への各種申請
- (8) クレジット売買
- (9) クレジット収益の活用
- (10) WAON POINT を進呈する業務
- (11) 会員の退会手続き

第3条（入会の申込み）

1. 本会に入会しようとする方は、当社サイトにて本規約に同意したうえで、必要事項を記入し当社に提出する事で入会申込を行うものとします。
2. 本会への入会日は、当社が入会申込を受領し手続きを完了した時点とします。
3. 本会の会費は無料です。

第4条（入会要件）

1. 本会への入会に際しては、次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。
 - (1) 日本国内に居住する個人であること。
 - (2) 太陽光発電設備を事業の用に供していないこと。
 - (3) 当社の預金口座をお持ちであること、並びに、当社の住宅ローンやソーラーローン、その他太陽光発電設備を設置するローンの契約があること。
 - (4) 太陽光発電設備（容量が 10kW 未満で中古品を除く）を設置し、発電された電力の全部または一部を自家消費していること。
 - (5) 発電量及び売電量が確認できるエネルギー表示器等を有していること。
 - (6) 太陽光発電設備の稼働開始日（不明な場合は設置日）が、本会入会日から遡って 2 年以内であること。
 - (7) 本会に登録する太陽光発電設備が、他の類似制度（グリーン電力証書やグリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度等）及び J-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。
 - (8) 太陽光発電設備の設置が、法令または条例等による義務に基づくものではないこと。
 - (9) 太陽光発電設備以外の常用の自家発電設備を利用していないこと。
 - (10) 反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者等）に該当しないこと。
2. 会員は、本会への入会の申し込みにより、次に掲げる事項の全てについて同意したものとします。
 - (1) 当社から発電電力量および売電電力量等の実績報告（以下、「実績報告」といいます。）の要請があった場合、当社が指定する日までに当社に提出すること。
 - (2) J-クレジット制度における各種申請に際し、当社が必要とする情報を提供すること。
 - (3) J-クレジットの認証に際し、審査機関が必要に応じて実施する現地調査（太陽光発電設備に関する現地確認等をいう）を受けること。
 - (4) J-クレジット制度における各種申請に際し、入会申込および実績報告により収集した個人情報、保有する設備の情報、発電電力量および売電電力量のデータ等（以下、「会員情報」といいます。）を、当社が使用すること。
 - (5) 太陽光発電設備を使用することによる自家消費分にかかる温室効果ガス排出量の削減効果（以下、「環境価値」といいます。）を価値化する権利を当社へ譲渡すること、その結果として「太陽光発電設備を使用することで温室効果ガス排出量を削減したこと」を会員が主張できなくなること。
 - (6) 環境社会配慮を行い、持続可能性を確保するために遵守しなければならない建築基準法、電気事業法、その他関連法令等を遵守すること。

第 5 条（本会の活動）

1. 当社は、会員からの実績報告によりモニタリングデータを収集して環境価値を算定のうえ、会員から譲渡された環境価値を集約し、J-クレジット制度認証委員会に対して認証申請の手続きをいたします。認証された環境価値は J-クレジットとなり、当社にて使用または第三者に譲渡します。第三者への譲渡時に譲渡益が発生した場合は当社が受領し、本会の運営または環境保全活動等に使用します。

2. 当社は事由の如何を問わず、会員から譲渡を受けた環境価値を返還することはありません。
3. 当社は、次に掲げる事項について、会員に対して年1回報告することとします。
 - (1) J-クレジット制度認証委員会への実績報告及び認証申請の結果について
 - (2) J-クレジットの活用用途について
4. 前項の報告は、当社サイトにて結果概要を掲載することをもって行います。

第6条（WAON POINTの進呈）

1. 当社は、会員が本会入会日以降、会員が本会の活動に参加する特典として WAON POINT を進呈します。会員に対する WAON POINT の進呈数は、当社サイトにおいて指定するものとします。
2. WAON POINT の進呈は当年4月から翌年3月末までの年単位で行い、毎年7月に進呈します。ただし、進呈日前に会員が本会を退会した場合、WAON POINT の進呈はいたしません。
3. WAON POINT の進呈数または進呈の時期を変更する場合は、あらかじめ当社サイトまたはその他の方法により周知するものとします。
4. 当社は、天災地変、戦争、その他非常事態等の不可抗力により、やむを得ず、事前の告知なく WAON POINT の進呈の全部もしくは一部を取消し、または進呈額を変更することがあります。
5. 本規約に定めのない WAON POINT に関する事項については、イオンマーケティング株式会社が定める「WAON POINT サービス規約」(<https://www.smartwaon.com/pc/#/point/terms>)が適用されるものとします。

第7条（会員資格の有効期間）

1. 会員資格の有効期間は、入会日から8年間とします。ただし、有効期間が終了した際、会員から退会の申出がない限り、さらに8年間延長できるものとします。
2. 前項にかかわらず、J-クレジット制度の実施が終了した場合は、当該終了日をもって会員資格の有効期間は終了します。
3. 会員は、前各項に定める有効期間の終了、第9条に定める会員資格の取消または第14条に定める退会手続きの完了をもって、会員資格を喪失します。
4. 会員が本会の会員資格を喪失した場合であっても、会員期間中に会員が当社に譲渡した環境価値を返還することはありません。

第8条（会員情報の変更）

1. 会員は、当社に提出した会員情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法により当社に届出るものとします。
2. 前項に基づく届出があった場合、当社は、変更を届け出た会員に対し、変更の事実を証する資料の提出を請求する場合があります。

第9条（会員資格の停止、取消等）

1. 会員に次の事由のいずれかが判明した場合には、当社の判断により、事前の通知なく会員資格の一時停止または取消をすることができます。
 - (1) 入会申込および実績報告時の提出した会員情報や追加で提出を求めた必要情報や必要書類等の内容に虚偽があることが判明した場合
 - (2) 第4条第1項各号に定める要件のいずれかを満たさない場合
 - (3) 第4条第2項各号に定める事項のいずれかに応じない場合
 - (4) 前条に定める会員情報の変更に関する届出を行わなかった場合、または届出を行わず当社からの連絡が受けられない場合
 - (5) 第11条第1項各号に定める禁止事項のいずれかに違反した場合
 - (6) 当社の預金口座を解約した場合、または、当社の住宅ローンやソーラーローン、その他太陽光発電設備を設置するローンの契約が完済その他の事由により終了した場合。
 - (7) 太陽光発電設備が毀損され、または滅失したとき
 - (8) 会員が太陽光発電設備を処分（売却、譲渡、交換、貸付又または担保に供すること）したとき
 - (9) その他本規約に反する行為があった場合
 - (10) その他当社が本会の会員として不適当と判断する場合
2. 会員に前各号の事由のいずれかが判明した場合は、当社は事前の通知なく、会員に対するWAON POINTの進呈の全部もしくは一部を取消することができます。
3. 会員は第1項各項に該当する事由が生じた場合には、速やかに当社に報告するものとします。
4. 会員資格の一時停止または取消、若しくは、WAON POINTの進呈の取消によって、会員に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

第10条（規約の遵守・変更）

1. 会員は、次項に基づき修正、変更した内容を含め、本会における一切の行為において本規約を遵守するものとします。
2. 本規約は、当社の都合により改定できるものとし、本規約の変更後の内容については、当社が別途定める場合を除いて、あらかじめ当社サイト上に掲載することで周知し、改定日の到来によって変更の効力が生じるものとします。

第11条（禁止事項）

1. 本会において、会員は以下の行為をしてはなりません。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 他の会員の情報を不正に使用する行為
 - (3) 本会に用いる設備等に障害を与える行為またはそのおそれのある行為
 - (4) 本会の運営もしくは当社の活動を妨げる行為またはそのおそれのある行為
 - (5) 当社または第三者に損害を与える行為またはそのおそれのある行為
 - (6) 当社に提出する会員情報の改ざんおよび虚偽の報告をする行為

- (7) 当社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - (8) 第三者のプライバシーを侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - (9) 当社または第三者の信頼を毀損する行為またはそのおそれのある行為
 - (10) 営利の目的で本会に参加する行為
 - (11) 本会に関連する権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡、貸与または担保提供する行為
 - (12) 政治活動・宗教活動・犯罪的行為またはそれらに結びつく行為
 - (13) 法令または公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
 - (14) 前各号に準ずる行為
 - (15) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 会員が前項のいずれかの行為を行ったことにより、当社または他の会員等の第三者に対して損害を生じさせた場合は、当該会員が損害賠償の責任を負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第12条（知的財産権）

本会の運営により生じた全ての知的財産権は当社に帰属します。

第13条（責任）

1. 当社は、当社が本規約の定めに従って実施した行為の結果発生した損害、使用機会の逸失・停止・会員資格の喪失の結果発生した損害、データの滅失または業務の中断による損害に対しては一切責任を負わないものとします。
2. 会員は、自身の責任において本会に参加するものとし、本会の内容、または内容の追加、変更、中断、終了に起因または関連して発生した損害について自ら責任を負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 前各項にかかわらず、当社は、会員に対し、本会を運営するにあたり、本規約において別段の定めがある場合を除き、当社の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行または不法行為に起因して会員に損害が生じた場合、現実、直接かつ通常の影響に限り賠償するものとします。

第14条（退会）

1. 会員が本会を退会しようとするときは、当社所定の方法により退会手続きをとるものとし、その承認を得なければなりません。当社が退会の申込を受領し、手続きを完了した時点をもって本会の会員資格を喪失します。なお、会員の退会手続き完了日まで、本規約は適用されます。
2. 退会後に再度本会へ入会することは原則できません。

第15条（緊急時における本会の業務の中断）

当社は、天災地変、戦争、その他非常事態が発生しもしくは発生するおそれがある場合、シス

テムの保守・メンテナンス等を緊急的に行う必要が発生した場合または設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合は、会員に対する事前の通知なく、本会の業務の全部または一部を中断することができます。

第 16 条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、入会申込および本会の業務遂行により当社が収集した会員情報を、第 2 条の業務およびその他 J-クレジット制度に基づく本会を運営するために必要となる業務等で使用します。
2. 当社は、会員個人を特定できない形態において、電力量データ等の情報を当社の裁量で自由に利用または第三者に開示することができるものとします。但し、会員個人に個別に事前同意を得た場合は、利用者個人を特定できる形態において、当社は事前承諾を得た範囲で自由に利用または第三者に開示することができるものとします。
3. 当社は、前各項に定めのない事項について、当社が定める「個人情報の取扱いについて」（<https://www.aeonbank.co.jp/privacy/rule/>）および「プライバシーポリシー」（<https://www.aeonbank.co.jp/privacy/>）に従って会員情報を利用および管理するものとします。

第 17 条（準拠法および裁判管轄）

1. 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとします。
2. 本規約から生じるまたは関連する紛争または訴訟手続きについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2024 年 4 月 22 日から施行する。